

2013年6月20日

今 求められる厚生年金基金制度の改革

元 厚生労働副大臣

参議院議員 辻 泰弘

昨日、長年の懸案であり、昨年の上野事件の発生により問題点が大きくクローズアップされた厚生年金基金制度の改革のための改正法が成立した。同事件発生時に厚生労働副大臣の任にあり、同制度改革の方向性を定めた責任者として国民の深いご理解を得るべく、今次改革の意義を申し述べておきたい。

わが国の厚生年金基金制度が創設されたのは昭和41年。それ以来今日まで企業年金の普及に果たしてきた役割には評価されるべき面もある。しかし、同制度は、本来、公的年金財政に組み込んで社会的な助け合いの財源となるべき保険料を特定の基金だけでうま味を享受することを許し、かつ、万一代行部分が返済されなければ、結果としてその他の加入者全員に負担が及ぶものである。同制度の創設時の社会保険審議会で、被保険者側委員の多数が「厚生年金制度の後退であり、全く反対である」と述べたのはこのためであった。

世界中見渡しても、公的年金の保険料を企業年金が運用している例は全く見当たらない。厚生年金基金の代行制度は日本だけにしかない特異な制度である。

同時に、右肩上がりの経済成長を前提とした厚生年金基金制度には、経済・金融情勢の変化により代行メリットが失われ、厚生年金本体にも母体企業の経営にも代行を持つリスクが高くなっている。また、企業年金の新たな選択肢である確定給付・確定拠出企業年金は相当程度に普及し、定着してきている。

さらに、厚生年金と共済年金の一元化が法定され、保険料率の統一は2027年に完了。支給開始年齢の制度的な差異も2030年には完全に解消される。その時点では共済年金にない厚生年金だけの制度は廃止されていなければならない。

こうした代行制度の本質、状況変化と今後の展望に鑑み、厚生年金基金制度については、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間において廃止する、という方針が昨年秋の厚生労働省の決定であり、その流れを受けて立法化され今回成立した改正法では、施行から10年後までに厚生年金基金が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずることとなった。

この改革に対しては、「生活者の視点で議論してほしい」との意見も出されたが、代行割れした基金が給付を継続することは事実上、基金に加入できないような中小・零細企業に勤める労働者を含めた厚生年金加入者全体の犠牲の上に成り立つものである。「生活者の視点」は一部の基金加入者の視点だけではなく、国民全体の「生活者の視点」でとらえるべきものであろう。

厚生年金基金制度の改革は公的年金制度の公平性の確保と健全な発展のために不可欠であり、今次改正法に基づく改革は必ず貫徹されなければならない。

以上